

## 大町市景観計画（素案）の主な修正点

### 1. 全体的な修正点

- ・本年2月の全員協議会で提示した素案（前回会議の意見をふまえた修正版）以降の修正箇所は赤字で明示（誤字・脱字の修正を含む）。
- ・掲載写真は必要な差し替えを行ったうえで、各写真には可能な限り撮影年月を明示。

### 2. その他の主要な修正点 ※赤字が追記・修正箇所

- ・p.32 届出対象行為の基準

作物物の②電気供給施設・通信施設等の建設等の対象行為

〔一般地域〕

| 修正前          | 修正後  |
|--------------|--|
| 高さ 20mを超えるもの | 高さ 20mを超えるもの又は築造面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの |

〔重点地域〕

| 修正前   | 修正後   |
|---|---|
| 高さ 8mを超えるもの又は面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの | 高さ 8mを超えるもの又は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの |

＜修正理由＞

近年、県内でも 1,000 m<sup>2</sup>を超える蓄電設備が普及しつつあり、高さはないものの築造面積の大きなものは景観への影響も大きいことから、届出対象の基準に築造面積を加え、事前に景観づくりの基準への適合チェックを行えるようにするため。

作物物の③太陽光発電施設の建設等の対象行為

〔一般地域〕

| 修正前  | 修正後   |
|--|---|
| 太陽電池モジュールの築造面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの | 太陽電池モジュール面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの |

〔重点地域〕

| 修正前   | 修正後  |
|---|--|
| 太陽電池モジュールの築造面積の合計が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの | 太陽電池モジュール面積の合計が 20 m <sup>2</sup> を超えるもの※4 |

※4 大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例第3条及び第8条の規定により、太陽電池モジュールの合計出力が 10 キロワット以上の太陽光発電事業は禁止されているため、対象外とします。

＜修正理由＞

近年、縦置き型のモジュールが出てきており、築造面積（水平投影面積）だけでは、景観への影響の大きな物件を捉えきれないため。

別途、大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例で禁止されている出力規模のものは届出の必要がないため。

・ p. 33～36 景観づくりの基準

修正点については、別途、資料4の景観計画（素案）の赤字箇所をご覧ください。

・ p. 37～39 景観資産を保全する制度

景観重要建造物と景観重要樹木の各物件の指定候補の写真と位置図をページごと削除し、それぞれの記述内容を1ページに集約。

<修正理由>

現実的に計画策定時に、これらの物件指定を行うことはできず、指定候補の写真や位置図の記載があると、指定されたものと勘違いを生じるおそれがあるため。

・ p. 41 景観づくり住民協定の有効期間の設定

「10年以上」と明記。

<修正理由>

これまでに提示した版では「要検討」としていたため。景観づくりの継続性の担保と一定の期間での見直しの必要性を考慮し、景観計画の計画期間（10年間）以上とした。

・ p. 44 山麓線・北アルプスパノラマロード沿道重点地域の指定範囲について

| 修正前   | 修正後   |
|---|---|
| (1) (通称山麓線) 一般県道306号有明大町線のうち、大町市と北安曇郡松川村との境界から一般県道474号信濃大町停車場線との交点まで及び大町市道八日町五日町線の全域、大町市道曾山観音橋線の大町山岳博物館まで | (1) (通称山麓線) 一般県道306号有明大町線のうち、大町市と北安曇郡松川村との境界から一般県道474号信濃大町停車場線との交点まで<br><br>(2) 大町市道八日町五日町線のうち、一般県道474号信濃大町停車場線との交点から大町市道曾山観音橋線との交点まで、大町市道曾山観音橋線の全域、大町市道大町山博線のうち、大町市道曾山観音橋線との交点から蟹ヶ沢鷹狩1号線との交点まで |

<修正理由>

想定していた範囲と実際の範囲で相違があったため。

・ p. 45 JR 大糸線沿線重点地域の指定範囲について

| 修正前  | 修正後   |
|--|---|
| JR 大糸線の線路及びその両側 100m 以内<br>の区域<br><br>又は<br><br>JR 大糸線の線路及びその西側 100m 以内<br>の区域 | JR 大糸線の線路及びその両側 100m 以内<br>の区域 (まちなかエリアにおいては 30m) |

<修正理由>

事務局において、北アルプスを望む西側だけでなく、東山を望む東側も含め、両側を指定したほうがよいと判断したため。また、まちなかエリアについては、他の重点地域（道路）と同様に、沿線の土地利用を考慮して両側 30m とした。

・ p. 49～60 景観づくりの基準の詳細について

修正点については、別途、資料4の景観計画（素案）の赤字箇所をご覧ください。